

**「徳島県企業版ふるさと納税マッチング支援業務」に係る
企画提案への質問に対する回答**

	質問	回答
1	募集要項「2 業務概要」(5) 仕様書「5 業務の内容」【留意事項】 委託料は3か月毎の請求とされておりますが、請求から支払までの具体的な日程(支払整理日・支払期限)についてご教示いただけますでしょうか。	受託者は、各月の業務完了後、速やかに委託業務実績報告書を提出のうえ、3か月毎に、前3か月の委託業務実績報告書の内容に係る請求をするものとし、徳島県は当該請求を受けてから30日以内に委託料の支払をすることを想定しています。 例)10～12月分⇒1月に請求
2	募集要項「5 参加手続」(2)① ウからオに定める登記事項証明書及び各納税証明書について、原本の提出が必要でしょうか。発行日から3 か月以内の証明書であれば、写しの提出でも差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
3	募集要項「5 参加手続」(2)④、(3)④ 郵送方法として「書留郵便に限る」とご指定がありますが、レターパックプラス(追跡可能・対面配達)での提出は可能でしょうか。	対面配達、追跡可能であれば差し支えありません。
4	募集要項「9 契約手続き」(1)□ 契約締結にあたり、当社では企業版ふるさと納税に特化した準委任型(成果報酬型)の契約書様式を使用しております。当社の契約書ひな型での締結、または協議は可能でしょうか。	契約にあたっては、本県の会計規則及びその他関係法令の規定に従う必要があります。 受託者の契約書ひな形での対応については、協議可能です。
5	仕様書「5 業務の内容」(1)ア 受託者は、寄付見込み企業を洗い出し、調査分析の上、根拠を添えてリストアップし、県に提出する。とありますが、根拠を添えて事前に徳島県に対して見込み先のリストを提出するとの考えでしょうか(寄付する 寄付しない の企業側の判断は別として)。また、その場合のリストはどのような内容(書式)のリスト表を提出するのでしょうか	お見込みの通りです。 本県における独自の営業活動先との競合を避けるためです。 リストには、本県に対する企業版ふるさと納税による寄附を行う見込企業及び仕様書5(1)ウに該当しない旨を確認できる内容の記載をお願いします。 様式の定めはありませんが、委託業務実績報告書の作成を見込んだ形式としてください。
6	仕様書「5 業務の内容」(1)ウ(ア) 過年度に当社がご紹介し寄附に至った企業が、当社の働きかけにより引き続き次年度以降もご寄附いただいた場合も、委託料の対象としていただけますでしょうか。(次年度以降、再度ご契約させていただけた場合を想定し、質問させていただいております。)もしくは過年度寄附の取り扱いに関して協議可能でしょうか。	協議は可能ですが、来年度以降の事業については未定です。
7	仕様書「5 業務の内容」(1)ウ(エ) 100万未満の寄附希望があった際、寄附を受け付けることができないでしょうか。 100万円未満の寄附については全く個別協議には応じないと判断でしょうか	寄附を受け付けることは可能ですが、本契約に基づく委託料の支払の対象となる寄附とはなりません。
8	仕様書「5 業務の内容」(4)ウ 備考欄に紹介者名の記載とありますが、当社の紹介だとわかるほかの記載方法での対応が可能か協議は可能でしょうか。	当該契約に基づく寄附であることを確認するための記載であるため、他の記載方法について協議は可能です。
9	仕様書「5 業務の内容」(4)ウ 当社がご案内した企業が、申出書に紹介者名を記載せず貴県へ直接提出した場合でも、当社の案内が契機であることを客観的に証明できれば、委託料の対象になるかどうか協議いただけますでしょうか。	貴社の案内が契機であることを客観的に証明できる場合は、申し出書の修正もしくは他の記載方法で対応いただければ、委託料の対象となるか、協議することが可能です。

10	仕様書「5 業務の内容」(4)ウ 寄附企業から申出書を提出、とありますが、こちらのフローに関して、協議は可能でしょうか。また、寄附企業からの提出が必須であるご理由があればご教示いただきたいです。(企業の工数削減のためにも当社からの提出を通常フローとして考えています)	寄附の性質を考慮し、寄附を頂ける企業からの直接提出が望ましいと考えております。 寄附企業が自らの意思で申し出を行っていることを確認するための手続きとなりますので、当該意思確認が行えれば他の方法による提出の可否について協議は可能です。
11	仕様書「5 業務の内容」【留意事項】(費用負担) 本業務に係る一切の費用(資材費・郵送費等を含む)は受託者負担とされております。つきましては、貴県の地方創生事業に関する公式資料等を企業へ送付する場合の封筒・貴県から当社へご提供いただく際の送付費用について、貴県にてご対応いただくことが可能か、ご相談させていただけますでしょうか。	原則、企業に対する営業資料については、受託者が作成し、当該資料の送付に係る費用は受託者負担となります。 ただし、営業資料作成に係る基礎資料を受託者に送付する費用及び寄附企業が個別事業に関して詳細な資料の送付を希望する場合の送付費用については、協議の上で、徳島県における費用負担対応は可能です。
12	仕様書「5 業務の内容」【留意事項】(予算上限) 委託料が予算上限に近づいた場合または到達した場合、速やかに当社へご連絡(残額の目安の共有)をいただくことは可能でしょうか。	予算上限到達時には、ご連絡いたしますが、随時の連絡は想定しておりません。 寄附の見込が立った時点において、受託者より本県まで連絡いただき、本県が予算額について調整の上、受託者は寄附受入に係る手続きをお願いします。
13	仕様書「6 業務完了報告」 想定されている委託業務実績報告書のひな形があれば、事前に共有いただくことは可能でしょうか。	仕様書6(1)を満たす内容を備えていれば様式の定めはありません。
14	仕様書「12 著作権の帰属等について」 成果物等の著作権が貴県に帰属するとされておりますが、当社が独自に作成する事業紹介パンフレット・営業リストは「成果品」には該当せず、著作権は当社に帰属するという理解でよろしいでしょうか。もしくは一部当社に帰属するとして協議は可能でしょうか。	事業紹介パンフレットについては、原則成果品に該当します。 仕様書6(1)のリストに係る情報の内、寄附まで至らなかった企業の情報については、協議可能です。
15	様式2 「受託後の寄附の増加額」について、記載すべき金額は、受託前後における自治体全体の寄附額の差額でしょうか。 または、当社が受託後に営業・仲介して獲得した寄附額でしょうか。また、自治体の受託前の寄附額を把握しておらず、増加額を算出できない場合は、当社が仲介した寄附額のみを記載する方法で差し支えないでしょうか。	貴社が受託後に営業・仲介して獲得した寄附額を記載ください。
16	様式2 「訪問(営業)企業数」について、当社では特定の自治体ごとに営業先を設定する方式ではなく、企業版ふるさと納税に関心のある企業を開拓し、企業の意向やニーズに適した自治体・事業を提案する方式で営業活動を行っています。 このため、営業企業数は複数の自治体案件に共通する数値となり、自治体ごとの件数に区分することができません。この場合、自治体別の営業企業数に代えて、対象期間における全体の営業企業数を記載し、その旨を注記する方法で差し支えないでしょうか。	1自治体当たりの企業への提案数を知りたいため、受託した自治体ごとにマッチングに向けた営業活動を実施した企業数を記入ください。 複数自治体において、同一の企業が計上されても差し支えありません。